

令和7年7月1日

教員免許状授与申請の手引き

【別表第1・別表第2・別表第2の2用】

【問合せ先】

東京都庁第二本庁舎14階

東京都教育庁人事部選考課免許担当

電話 03-5320-6788

E-mail S9000017@section.metro.tokyo.jp

※お問合せは可能な限りメールでお願いいたします。

東京都 教員免許案内



【別表第1・別表第2・別表第2の2とは】

区分	具体例
対象となる方	・学位の取得と単位の修得により教員免許状を取得する方 ・他の学校種の単位を流用して免許状を取得する方 ・教員としての実務経験を生かして、教育実習の単位数のみを他の科目に振り替えて免許状を取得する方（※この方法で免許を取得する方は極めて少数です）
対象外の方	・教員等としての実務経験を生かして、単位数を全体的に軽減して新たな免許状を取得する方

※ 免許の取得方法が不明な場合は、必ず単位を修得した大学に確認してください。

※ 保健師免許証を取得済みで養護教諭2種免許状を取得する方は、別表第2のロの案内文を御確認ください。

※ 複数の免許状を同時に申請する場合は、免許状によって申請方法が異なる場合があります。

【東京都教育委員会に申請できる方】

1 4月16日から1月31日まで

申請日時時点で都内在住 又は 都内の学校（幼稚園を含む）に勤務している方

2 2月1日から4月15日まで（個人申請受付停止期間）

4月1日付けで東京都内の国公立学校に教員として採用内定のある方等（補欠、期限付任用、名簿登載者を含む。）で、採用等の条件として、申請する免許状が必要な方

【申請にあたっての注意事項】

1 個人申請受付停止期間（毎年2月1日から4月15日まで）

停止期間中は、窓口申請・郵送申請・電子申請の全ての方法で、御申請の受付ができません。ただし、4月1日付けで東京都内の国公立学校に教員として採用内定のある方等（補欠、期限付任用、名簿登載者含む）で採用等の条件として申請する免許状が必要な方は、その証明があれば停止期間中も申請できます。

停止期間の最終日の翌日から5月上旬までの間は、窓口が大変混雑することが予想されます。お急ぎでない方は、この期間を避けていただきますようお願いします。

2 免許の更新制度について

令和4年7月1日から、教員免許の更新制度が解消されます。しかし、更新制度解消前に失効した免許状は、自動的に効力が復活することはありません。

そのため、お持ちの教員免許状が失効した方が、他の教員免許を取得する場合には、失効した免許状の取り直し（＝再授与）をしなければ新たな免許状の取得ができない場合があります。

【申請の流れ】

1 申請書類の準備

本手引きの5ページ以降を御確認いただき、必要書類を御準備ください。

2 ~~【電子申請の場合のみ】申請者情報の登録~~

~~電子申請を初めて利用する場合は、申請者情報の登録が必要です。御登録の際は、操作手引書を御参照ください。~~

3 ~~【電子申請の場合のみ】東京共同電子申請・届出サービスで申請~~

~~上記1の申請書類の準備ができましたら、電子申請・届出サービスで申請情報を入力し、送信してください。~~

~~別送する書類の準備ができていない段階では、電子申請・届出サービスでの申請情報の送信を行うことのないようお願いいたします。誤って送信した際には、取下げの手続きを行ってください。~~

4 免許担当に申請書類を提出【できる限り郵送又は電子による手続きに御協力をお願いします。】

(1) 郵送申請の場合

以下の住所に書類を御郵送ください。

〒163-8001 (住所記載不要)
東京都教育庁人事部選考課免許担当 宛て

~~(2) 電子申請の場合~~

~~電子申請を行ってから1週間以内（必着）に、別送書類を以下の住所に御郵送ください。~~

~~〒163-8001 (住所記載不要)
東京都教育庁人事部選考課免許担当 宛て
※ 送付する封筒又はレターパックに、次ページのとおりに「授与申請」「電子申請済」及び電子申請受付年月日を御記載ください。~~

(3) 窓口申請の場合

祝祭日と年末年始を除いた月曜日から金曜日まで 9時から17時まで（厳守）

5 免許担当での書類の審査

申請書類を御提出いただいたあと、免許担当で書類を審査します。

6 不備の是正（書類に不備があった場合のみ）

申請書類に不備があった場合は、不備を是正していただきます。不備の是正に時間がかかる場合、申請書類一式を返却させていただく場合があります。

7 ~~【電子申請の場合のみ】手数料をメールでお知らせ~~

~~お支払いいただく手数料額は、申請手数料と郵送料金の合計額です。~~

8 【電子申請の場合のみ】手数料をページー(Pay-easy)でお支払い

ページー(Pay-easy)対応のATM、インターネットバンキング又はモバイルバンキングでお支払いください。東京都へのお支払いに利用可能な金融機関は、東京都会計管理局ホームページの「お支払手段」に掲載されている「金融機関及び支払手段一覧表」を御確認ください。

9 申請の受理

不備の是正が完了し、手数料の納付が確認できたあとに、御申請を受理します。

10 授与年月日の到来

申請の受理日が、当該月2日から16日までの間 ⇒ 当該月の**16日付け**で効力が発生
 申請の受理日が、当該月17日から翌月1日までの間 ⇒ 翌月の**1日付け**で効力が発生

11 授与証明書の申請（必要な方のみ）

免許状を授与されたことの証明が急ぎ必要な場合は、授与年月日以降に免許担当に授与証明書を御申請ください。

なお、御申請を16日付又は1日付で受理した場合、授与証明書の発行は受理日の翌開庁日以降に御申請ください。

12 免許状原本の発送

授与した免許状の原本は、**御申請の受理日から約5週間後**に当課から発送します。

電子申請を行う場合の封筒又はレターパックの記載方法

切手

163-8001

東京都教育庁人事部

授与申請
 電子申請済
 ○月○日



163-8001

レターパック
 プラス
 600

To
 東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

From
 東京都教育庁人事部

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

東京都教育庁人事部
 選考課免許担当 宛

授与申請
 電子申請済
 ○月○日

【必要書類】

1 全員必要となる書類	説明ページ
(1) 本冊子.....	6 ページ
(2) 教育職員免許状授与申請書（個人申請用）〔第1号様式〕.....	6 ページ
(3) 取得済み免許状確認書.....	6 ページ
(4) 手数料.....	6 ページ
(5) 戸籍関係書類.....	6 ページ
(6) 学力に関する証明書.....	7 ページ
※—電子申請を御利用の場合は、「教育職員免許状授与申請書（個人申請用）〔第1号様式〕」及び「取得済み免許状確認書」は、電子申請サービスで御提出いただきます。	
2 郵送申請又は窓口申請の場合のみ必要となる書類	説明ページ
(1) 免許状送付用レターパック.....	8 ページ
3 郵送申請の場合のみ必要となる書類	説明ページ
(1) 返信用はがき.....	10 ページ
4—電子申請の場合のみ必要となる書類	説明ページ
(1)—電子申請を行ったことがわかる書類.....	10 ページ
5 該当する方のみ必要となる書類	説明ページ
(1) 令和4年7月1日時点での教員免許状の有効性がわかる書類.....	10 ページ
(2) 介護等体験証明書 等.....	11 ページ
(3) 基礎免許状のコピー.....	11 ページ
(4) 看護師又は保健師免許証のコピー.....	11 ページ
(5) 高等学校卒業証明書 等.....	12 ページ
(6) 管理栄養士又は栄養士免許証のコピー.....	12 ページ
(7) 実務に関する証明書.....	12 ページ
(8) 申請免許状に係る採用内定等の通知のコピー.....	13 ページ

② 本冊子

- ・ 用意した書類の名称の横の○に、例のとおりチェック✓を入れて、提出してください。

○ 教育職員免許状授与申請書（個人申請用）〔第1号様式〕

- ・ **記入例太枠〔 〕内**を申請者本人が記入してください。
- ・ 本籍地（都道府県まで）、氏名、生年月日は、**戸籍に記載されたものを記入**してください。
- ・ 旧姓又は通称名は、**免許状への記載を希望する場合のみ**記載してください。
- ・ 宣誓欄は**宣誓事項を確認の上、申請書提出日の日付で記入**してください。
- ・ **申請件数分作成**してください（中高各1件、合計2件の申請であれば、2枚必要です）。
- ~~・ 電子申請の場合は、電子申請サービスで御提出いただきますので、紙を提出する必要はありません。~~

○ 取得済み免許状確認書

- ・ 注意事項をよく読み、取得済みの全ての教員免許状を記入してください。
- ・ 教員免許状を所持していない方も「無」として御提出ください。
- ~~・ 電子申請の場合は、電子申請サービスで御提出いただきますので、紙を提出する必要はありません。~~

○ 手数料（免許状1枚につき3,300円）

申請方法	備考
窓口申請	現金、クレジットカード、交通系IC等でお支払いいただけます。
郵送申請	ゆうちょ銀行で郵便普通為替又は定額小為替を購入してください。 ※為替の受取人欄（上下欄）は絶対に記入しないでください。
電子申請	手数料はページ（Pay-easy）でお支払いいただきます。

○ 戸籍関係書類（発行3か月以内有効）（原本）

（1） 日本国籍を有する方の場合

必要書類	備考
戸籍抄本 又は 戸籍謄本	・ 生まれてから現在までの氏名・本籍地の異動がわかるように、戸籍抄本等を御用意ください。 ・ 本籍、氏名が2回以上異動した場合等、戸籍抄（謄）本の記載事項のみで、本籍地や氏名の異動状況が確認できない場合、戸籍抄（謄）本のほかに異動状況が確認できる書類（除籍謄本、改製原戸籍抄本等）が必要になる場合もあります。また、1回の異動であっても、戸籍の改製により改製前の本籍地、氏名の確認ができない場合には、最新の戸籍に加えて改製原戸籍等が必要です。戸籍抄（謄）本は、区市町村により書式や記載内容が異なりますので、詳しくは区市町村の戸籍担当へ御相談ください。 （例）「鈴木・東京都」⇒「佐藤・埼玉県」⇒「佐藤・千葉県」 この場合、千葉県での戸籍抄本には、埼玉県からの異動状況しか記載されないこともあるため、除籍謄本等が必要になる場合があります。

(2) 外国籍の方の場合

ア 生まれてから申請日までに氏名・国籍等の異動がない場合

必要書類	備考
住民票	<u>国籍の記載</u> （省略不可）があり、 <u>マイナンバーの入っていない</u> ものを御用意ください。

イ 生まれてから申請日までに氏名・国籍等の異動がある場合

必要書類	備考
住民票 及び 氏名等の異 動がわかる 書類	・ <u>国籍の記載</u>（省略不可）があり、<u>マイナンバーの入っていない</u>住民票と、氏名・国籍等の異動がわかる公的な書類の写しを御用意ください。 ・ 書類が日本語以外で作成されている場合は、日本語訳を添付してください。 ・ 具体的な必要書類に必要な書類については、個別にメールで御相談ください。

○ 「学力に関する証明書」（原本）（※成績証明書ではありません）

- ・ 「学力に関する証明書」は、法令に定められた正式な名称です。これ以外の名称の証明書（成績証明書等）では、審査をすることができません。
- ・ 教員免許の申請には、以下の3要件の確認が必要です。**3要件を満たしていることが確認できるように証明書を御用意ください。**

- ① 基礎資格としての学位
- ② 免許法別表第1・2・2の2の表に定められた単位
- ③ 免許法施行規則66条の6の単位（日本国憲法、体育 等）

- ・ 単位の修得時期等により、**適用法令**が異なります。**免許法改正年度**に適用した証明書を御用意ください。適用法令が不明である場合は、単位を修得した大学等に御確認ください。大学で判断がつかない場合は、**大学から当課に御相談ください。**

平成31年度入学	→ <u>（新法）</u> 平成28年改正法適用・「学力に関する証明書」
平成12年度～平成30年度入学	→ <u>（旧法）</u> 平成10年改正法適用・「学力に関する証明書」
平成2年度～平成11年度入学	→ <u>（旧々法）</u> 平成元年改正法適用・「学力に関する証明書」
～平成元年度入学	→ <u>（旧旧々法）</u>

- ・ **基礎資格としての学位を持たない方が、別表第1備考第2号又は第2号の3等の規定により学位相当として認められるためには、認定条件である在籍期間と指定単位数が「学力に関する証明書」に記載されていることが必要です。**

(1) 全員必要となる証明書

- ・ 申請する教育職員免許状に係る「学力に関する証明書」を御用意ください。
- (例) 中学校教諭一種免許状（社会）を新法で取得する場合
⇒ 中学校教諭一種免許状（社会）の証明書（新法）

(2) 単位を流用する場合【該当者のみ必要】

- ・ 他校種の教員免許を取得するために修得した単位を、今回申請する免許状の単位として使用することを流用と言います。
- ・ 単位を流用する場合は、以下の例を参考に(1)に加え、**基礎になる教育職員免許状に係る「学力に関する証明書」**を御用意ください。

①	中学校教諭1種免許状(国語)を<u>旧々法</u>で取得した方が、単位を流用し、小学校教諭2種免許状を<u>新法</u>で申請する場合 ① 小学校教諭2種免許状の「学力に関する証明書」(新法) ② 中学校教諭1種免許状(国語)の「学力に関する証明書」(新法)
②	中学校教諭1種免許状(国語)の免許状は取得していない(※失効状態も含む)が、中学校教諭1種免許状(国語)の授与に必要な要件は<u>旧々法</u>で満たしている方が、単位を流用し、小学校教諭2種免許状を<u>新法</u>で申請する場合 ① 小学校教諭2種免許状の「学力に関する証明書」(新法) ② 中学校教諭1種免許状(国語)の「学力に関する証明書」(旧々法) ③ 中学校教諭1種免許状(国語)の「学力に関する証明書」(新法)

(3) 大学等で修得した単位を、別の大学等で単位認定している場合【該当者のみ必要】

- ・ 「別表第1備考5号ロ」や「施行規則第10条の3」の規定により、他大学等の単位を認定している場合は「学力に関する証明書」に「単位認定対応表」が添付されている必要があります。

(4) 教職課程を持たない大学等で学位又は66条の6の単位を修得した場合【該当者のみ必要】

- ・ **別添ファイル(「学力に関する証明書」)**で、証明を受けてください。
(別添ファイルによらず、大学独自に「学力に関する証明書」の発行が可能であれば、その様式でも可能です)。

(5) 学位を得た大学では、免許取得のための単位を一切修得していない場合【該当者のみ必要】

- ・ 学位を得た大学の**学位記のコピー**、**卒業証書のコピー** 又は **卒業証明書の原本**

○ **免許状送付用レターパック(赤(600円)と青(430円)どちらでも可)**

【郵送申請又は窓口申請の場合のみ】

- ・ 申請受理日の約5週間後に、当課から御申請者様に教員免許状を郵送する際に使用します。
- ・ **次ページの資料**を参考に、必ず**郵送先(郵便番号・住所・宛名)**を記載してください。
- ・ 申請書類送付の際、返信用レターパックは半分に折って封筒に入れていただいて結構です。
- ・ 郵送事故等の場合の損害賠償が必要な場合は、レターパックの代わりに、封筒(角型2号・530円分(3枚以上同時申請の場合は620円)の切手を貼付)を御用意ください。簡易書留で郵送します。

【レターパックの作り方】

①送り先の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入
(申請者本人 又は 勤務校の住所)

②「教員免許状」と記入

③申請者氏名を記入
※はがさず、このまま御提出ください。

レターパックには2種類あり、下記のような特徴があります。御確認いただき、申請者様の御都合に合わせてお選びください。

○レターパックライト（青）

- ・ ポスト等郵便受けへのお届けのため、不在の場合でも受取が可能です（郵便受けに入らない場合は不在扱いとなり、再配達依頼が必要です。）。
- ・ 郵便局配達員が郵便受けへ投函した後は追跡できないので御了承ください。

○レターパックプラス（赤）

- ・ 郵便局配達員による対面でのお届けで、確実に受け取ることができます。
- ・ 受け取れなかった場合は不在配達通知書にて連絡がありますので再配達依頼が必要です。
- ・ 不在票が届いてから一週間以内に受け取らなかった場合、当課に返送されます。再送を御希望の場合は再度レターパックを御用意いただく必要があります。

※ 郵便に関するトラブルについては、当課では一切責任を負いかねますので御了承ください。追跡情報が「お届け済み」でも手元に届いていない等の場合には、郵便局に直接お問い合わせください。

○ 返信用はがき【郵送申請の場合】

- ・ 申請書類が東京都教育委員会に受理されたことをお知らせするため、受理後すぐに発送します。郵送料（郵便番号・住所・宛名）を明記した85円の通常はがきを用意してください。

○ ~~電子申請を行ったことがわかる書類【電子申請の場合】~~

- ~~→ 電子申請済であることを確認するため、送信完了画面を印刷した書類又は画面に表示されている到達番号と手続名称を記載したメモを御用意ください。~~

○ 令和4年7月1日時点での教員免許状の有効性がわかる書類

【令和4年7月1日以前に取得した教員免許状がある場合】

- ・ 自分が以下のどの区分に該当するか不明な場合は、所持する免許状全てのコピーと更新関係手続の証明書のコピーを提出してください。

（1） 過去に教員免許の更新関係の手続き（更新、延期、免除、回復）を行ったことがある場合

- ・ 手続後に発行された証明書（更新確認修了証明書等）のコピーを御提出ください。
- ・ 手続後に発行された証明書に記載されていない免許状がある場合には、当該免許状のコピーを添付してください。
- ・ 過去に更新関係手続を複数回行った場合は、最新の証明書のコピーを御提出ください。

（2） 過去に教員免許の更新関係の手続き（更新、延期、免除、回復）を行っていない場合

初めて免許状を取得した日	必要書類
平成21年3月31日以前	①最初に取得した教員免許状のコピー 及び ②栄養教諭の免許状のコピー（※所持している場合のみ）
平成21年4月1日以降	記載されている「有効期間の満了の日」が最も遅い免許状のコピー

- ・ 上記（1）又は（2）に記載の必要書類（証明書又は免許状）を紛失した場合は、以下に記載の書類を御提出ください。

区分	必要書類
平成21年3月31日以前に初めて免許状を取得した方	①最初に取得した教員免許状の授与証明書の原本 及び ②栄養教諭の免許状の授与証明書の原本（※所持している場合のみ）
平成21年4月1日以降に初めて免許状を取得した方	有効期間の満了の日が最も遅い免許状の授与証明書の原本 （どの免許状の有効期間の満了の日が遅いかわからない場合は、お持ちの免許状全ての授与証明書の原本）

○ 介護等体験証明書 等【小学校又は中学校の免許状を申請する場合】

- ・ 以下の書類のうち該当するものを御用意ください。

区分	必要書類
介護等体験を行った方	7日分の介護等体験証明書のコピー 又は 既に所持している小学校若しくは中学校の教員免許状のコピー (※ 根拠法令が別表第1のものに限る)
介護等体験代替措置を受けた方	介護等体験代替措置完了証明書のコピー
介護等体験が免除された方	次の免許証等のコピー 保健師・助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・ 社会福祉士・介護福祉士・義肢装具士・身体障害者手帳・特別 支援学校教諭免許状
介護等体験の制度が導入された平成10年3月31日より前に、免許取得の所要資格を満たした方	不要

○ 基礎免許状のコピー【以下の区分に該当する方のみ】

- ・ 以下の区分に応じて、お持ちの教員免許状のコピーを御用意ください。

区分	必要書類
単位を流用する場合	・ 単位流用元の所持免許状
上位の免許状を取得する場合	・ 1種免許状又は2種免許状 を持っている方が、それぞれの 専修免許状 又は 1種免許状 を取得する場合は、所持する下位の免許状を用意してください。
実務振替の制度を利用する場合	・ 実務の基礎となる免許状 (例) 小学校での音楽科専科教員としての実務経験を生かして、小学校教諭の免許状を取得する場合⇒中学校又は高等学校教諭の免許状(音楽) (例) 小学校での助教諭としての実務経験を生かして、小学校教諭の免許状を取得する場合⇒小学校教諭助教諭免許状
特別支援学校教諭普通免許状を取得する場合	・ 基礎免許状となる 幼稚園教諭免許状・小学校教諭免許状・中学校教諭免許状・高等学校教諭免許状のいずれか を用意してください。 (基礎免許状と特支免を同時に申請する場合を除く)

※ 上記教員免許状を紛失した場合、「**教育職員免許状授与証明書**」で代用することができます。授与証明書は、免許状を授与した各都道府県教育委員会で発行しています。発行された証明書の**原本**を御提出ください。

※ 自身が上記のものに該当するか不明な場合は、お持ちの免許状全てのコピーを添付してください。

○ 看護師 又は 保健師免許証のコピー【養護教諭1種免許状を別表第2ハの規定で申請する場合】

○ 高等学校卒業証明書 等【在学していた教員養成機関が専門学校の場合】

- ・ 高等学校の卒業証明書の原本 又は 卒業証書のコピーを御用意ください。

○ 管理栄養士 又は 栄養士免許証のコピー【栄養教諭免許状を申請する場合】

取得する教員免許状	必要書類
栄養教諭専修免許状	管理栄養士免許証のコピー
栄養教諭一種免許状	管理栄養士免許証のコピー 又は ※栄養士免許証（管理栄養士養成施設の課程修了者）のコピー
栄養教諭二種免許状	栄養士免許証のコピー

※ 管理栄養士養成施設の課程修了と栄養士免許証をもって栄養教諭1種免許状を申請する方は、管理栄養士養成施設の課程を修了したことが学力に関する証明書等に記載されていることが必要です。

○ 実務に関する証明書【実務振替を行う場合】

- ・ 教員としての実務経験がある方が教育実習の単位を別の科目の単位に振り替える場合のみ必要です。
- ・ 校長及び実務証明責任者に証明を受けてください（厳封・開封無効）。
- ・ 作成の手引きを申請者本人が確認したうえで、作成者に作成を依頼してください。
- ・ 申請件数分御用意ください（コピー不可）。

区分	必要書類
現任校での勤務のみで申請に必要な実務経験の要件を満たす場合	現任校で作成した実務に関する証明書（※1）
現任校での勤務のみでは申請に必要な実務経験の要件を満たさない場合	現任校で作成した実務に関する証明書（※1） 及び 過去の勤務先で作成した実務に関する証明書（※2、3）

※1 現任校で作成した証明は**3か月以内有効**です。

※2 前任校等から証明を受ける場合は、有効期限はありません。

※3 現任校での実務を申請に使用しない場合は、過去の勤務先のみから証明を受けてください。

○ 申請免許状に係る採用内定等の通知のコピー【個人申請受付停止期間中に申請が受理される場合】

- ・ 個人申請受付停止期間中に申請が受理される場合は、4月1日付けで東京都内の国公立学校に教員として採用内定等があり、かつ、採用等の条件として申請する免許状が必要であることを、以下の書類でお示しいただく必要があります。

採用内定先	必要書類
都内公立学校	東京都教員採用名簿登載通知のコピー 又は 「授与申請理由書」の原本
都内国私立学校	採用内定通知のコピー (採用予定者氏名、採用年月日、担当校種、教科の記載及び校長の証明があるもの) 又は 「授与申請理由書」の原本

※ 「授与申請理由書」は、当課ホームページからダウンロードして御使用ください。理由書は申請者本人ではなく、内定を受けた学校で作成してください。